

# 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会定款細則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第48条の規定により、本会の運営について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評 議 員 会

### (決議事項)

第2条 評議員会で決議すべき本会の業務は、定款第12条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会員規程の改廃
- (2) 委員会規程の改廃
- (3) 職員等旅費規程第2条第2項に係る改廃
- (4) 事業報告及び決算の承認（定款第39条第2項に規定する事項）
- (5) その他、本会の業務に関する重要事項

### (報告事項)

第3条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事による監査結果報告
- (2) その他、評議員から報告を求められた事項

### (評議員会の招集)

第4条 会長は、評議員会を開催するときは、特別な事情がない限り招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。ただし、定款第16条第4項の規定によるときはこの限りでない。

### (関係者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

### (欠席評議員への報告)

第6条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記録した書面を評議員会終了後速やかに送付するものとする。

### (選任等の手続き)

第7条 会長は、評議員候補者となるべき者から事前に経歴書の提出を求め、理事会に

において決議後、評議員選任・解任委員会に評議員選任・解任委員会運営規程第9条第1項に規定する様式第1号の提出を行うものとする。

(中途退任)

第8条 評議員は、任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第9条 評議員に現員数が欠けたときは、定款第7条第1項及び第7項の規定を準用する。

### 第3章 理 事 会

(決議事項)

第10条 理事会で決議すべき本会の業務は、定款第27条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 評議員選任・解任委員の選任又は解任
- (2) 評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等の支給基準
- (3) 解散
- (4) 基本財産の取得及び処分(定款第36条第1項)
- (5) 残余財産の処分
- (6) 予算及び事業計画の同意(定款第38条第1項)
- (7) 事業報告及び決算の承認(定款第39条第1項)
- (8) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (9) 定款及び定款細則の変更
- (10) 諸規程の制定改廃
- (11) 社会福祉充実計画の同意
- (12) その他、本会の業務に関する重要事項

(報告事項)

第11条 理事会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事による監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果
- (3) 定款第27条第1項の規定により会長が専決した事項
- (4) その他、理事から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第12条 会長は、理事会を開催するときは、特別な事情がない限り招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。ただし、定款第29条第2項の規定による場合はこの限りでない。

(欠席理事への報告)

第13条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び決議結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

(中途退任)

第14条 理事は、任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届けるものとする。

(欠員の補充)

第15条 理事に現員数が欠けたときは、定款第19条第1項の規定を準用する。

## 第4章 事務の専決

(事務の専決)

第16条 定款第27条の規定に基づき、会長が専決することができる業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の人事に関すること
- (2) 職員の給与に関すること
- (3) 職員の労務管理及び福利厚生に関すること
- (4) 要綱等内部規定の制定及び改廃に関すること
- (5) 設備資金等の借入に係る契約で予算の範囲内のもの（ただし、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する）
- (6) 建設工事請負及び物品購入等で、経理規程第66条第1項に規定する金額未満の契約に関すること
- (7) 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること（本会の経営に重大な影響があるものを除く。）
- (8) 不要物品等の売却又は廃棄に関すること（本会の経営に重大な影響があるものを除く。）
- (9) 予算の流用及び予備費の充用に関すること
- (10) 寄付金の受入に関すること（本会の経営に重大な影響があるものを除く。）
- (11) 本会に係る情報公開・個人情報保護に関すること
- (12) その他、定例又は軽微な業務に関すること

2 会長が専決を行った案件のうち、その内容が重要であると認められるものについては、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。